令和５年度九州ブロック協議会　業務・研修部担当者会同協議事項まとめ

記録者　座長　長崎会　峰　昇平

業務・研修部担当者会同議題一覧表（1～15 業務部・16～29 研修部）		
番号	議題（提案者）	提案理由
1	相続土地国庫帰属制度への対応について（福岡会）	相続土地国庫帰属制度における当該帰属申請の受付が本年度から開始されておりますが、実際の流れの中で我々土地家屋調査士の関与できる部分については、未だ明確となっておりません。各会におかれまして、現在の状況と対応について情報がありましたらご共有いただければと思い提案させていただきました。
2	筆界確認情報の取扱いに関する指針が出された後の現状について（福岡会）	昨年、筆界確認情報の取り扱いに関する指針が示されましたが、各会において制度的な問題点等がありましたらご共有いただければと思い提案させていただきました。また、福岡法務局管内においては、積極的にこの指針を活用して登記を処理している支局もあります。筆界特定の件数についても減少することも考えられますが、各会についての現状をお聞かせいただきたい。加えて、当該指針の運用、その他制度や登記処理についての事務連絡協議会等は開催しているのかも併せてお聞かせいただきたい。
3	国庫帰属の対応について（佐賀会）	令和 5 年 4 月 27 日より相続土地国庫帰属制度が創設され、現在相当数が相談、申請されております。土地家屋調査士は、現在のところ申請代理人にはなれませんが、帰属の条件について把握し対応が迫られています。工作物や建築物の有無や境界の明示に関することなど能力を発揮する場面が想定されていますが会として、対応対策されていれば教えていただきたい。それに伴う研修等の予定があるか、また、法務局との連携についても教えてください。
4	不在者財産管理人についての対応（佐賀会）	不在者財産管理人について具体的な実績や事例はありますか。裁判所において、推薦人名簿等は作成されていますか、また裁判所との連携や研修について実績や予定はありますか。

5	法務局との打合せ会について（長崎会）	長崎会では、今年から年４回法務局と打合せ会を開催することになりました。以前は、年１、２回程度であったが、去年「土地建物実地調査要領」作成を共同作業したつながりを生かしたものです。他県会の打合せ会頻度や所要時間、また、工夫されていることがあれば教えて頂きたいです。
6	自治体への境界確認の補助について（大分会）	大分市では、境界確認担当班の人数が少なく、立会日程の予約を取るのに苦労しています。（1 ケ月以上先でないと立会が出来ない）他県での申請から立会までの日程状況について伺いたい。 申請から立会まで短い期間での対応が出来ている県について、迅速な対応が出来ている理由などが分かれば伺いたい？（土地家屋調査士が境界確認業務の補助を行っているなど）
7	境界標の設置について（大分会）	境界確定後に設置する境界標について、工事などが行われる関係上で仮杭処理をしている場合など以外で、境界標の設置を行っていない会員がいる。 また、境界標を設置しているものの、自動車の往来のある箇所に貼り付けの金属プレートを設置していたり永続性が無い境界標の設置を見ることも多くなっている。 会として境界標の設置について、会員への指導などを行っている会があれば情報の提供を頂きたい。
8	「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」の会員利用についての各県会の取り組み、そして今後の対応について（大分会）	大分会では会員への研修を含めた対応を検討しておりますが、報酬額の算定に関するものであるため、法令等に抵触しないよう留意しながらの研修方法、または別の取り組みがあれば参考とさせていただきたい。
9	３D スキャナーやドローンを利用した土地家屋調査士業務への活用例（熊本会）	近年３D スキャナーやドローンを導入する測量事務所が増えておりまた土地家屋調査士業のなかでも色々と噂を聞きます。実際に土地家屋調査士業務に直接活かしている会員のお話があれば伺いたいです。
１０	相続登記義務化を迎えるにあたっての対応（熊本会）	来年４月に相続登記義務化ということで、土地家屋調査士についても既に影響が多々でているかと思いますが、各会において何か対応や取り組みをされているかお聞きしたい（周知・広報活動、法務局や自治体との連携、一般客から会へ問い合わせ時対応　など）
１１	財産管理人制度に関する活動について（熊本会）	本年より施行された新たな財産管理人制度について、周知及び活動を各会どのようにされているのか情報交換できれば幸いです。

１２	境界鑑定の出来る人材育成について（宮崎会）	裁判所からの境界鑑定依頼に対応出来る人材及び筆界特定制度における筆界調査委員の人材の育成について、各会ではどのような取組を行っているのでしょうか。 宮崎会では今年度より『みやざき実務研究塾』なる委員会を立ち上げ、境界鑑定の出来る人材育成に取組んでいく事となりました。委員会の中身についてはまだこれから検討していく状況でありますが、他会でそのような取組を既に行っているのであればお伺いしたいと思います。また、これからそのような取組をお考えであるとの事であればその内容についてお伺いしたいと思います。
１３	「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」への対応について、他県の利用状況を確認したい（鹿児島会）	鹿児島会ではマニュアルに沿った分筆等申請手続きがほとんどないため、法務局との表示登記実務連絡会の際に質問を受けたことがある。　他会ではどのような運用をされているのか参考にしたい。（別紙１の要望６参照） 鹿児島会ではＶＲＳによる単点観測が認められていた経緯から、現在でもマニュアルに沿った観測でなくても公共座標として手続きできる状況である。 表示登記実務連絡会での回答については、別紙２のとおりである。
１４	民法の共有に関する規律の見直しによる官公庁の方針（沖縄会）	法務省民事局長から令和５年３月 28 日付で法務局長及び地方法務局長へ不動産登記事務の取り扱いについて（民法改正関係）（通達）により分筆又は合筆の登記については共有物の軽微変更に該当し当該申請には土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の持分の価格に従い、その合計が過半数となる場合には、これらの者が登記申請人となって分筆又は合筆の登記を申請することができるとの方針を確認しています。法 14 条地図作成作業の筆界立会においても共有者の持分価格の過半数の者の承認でよいとする取り扱いとなり実務の円滑化に繋がっています。 地籍調査の筆界確認においても同趣旨が繁栄されているか国土調査法に関する国土交通省の方針について情報があればご教示願いたい。
１５	業務の改善及び研究の成功事例（沖縄会）	業務の改善や研究の実績として効果的であった事例があればご教示願いたい。会員の業務の円滑化に寄与するような具体的な活動計画の参考としたい。

１６	研修会の出席率向上のための取組について（福岡会）	研修会がWEB配信になってからは、出席率が若干上がったとおもいますが参加しない会員はいます。各会いろんな試みをされているかとおもいますが、出席率が上がった会は対応内容、また上がるようにこういった対応をしているということがあれば教えていただきたい。
１７	年間の研修会内容の組み立て方について（福岡会）	研修会の内容ですが、単発的な研修会を実施されているのか、または年間もしくは数年間を通じて継続的な内容の研修会を実施されているのか、どういった研修内容をされているのか教えていただきたい。
１８	年間の全体研修会の費用について（佐賀会）	年間の開催回数によっても研修費用は異なると思いますが、どの程度予算を立てていますか。特に内部講師や外部講師費用について伺いたい。
１９	年次研修の進捗状況について（佐賀会）	昨年も議案に上がっていましたが、年次研修について各県の進捗状況を教えてください。また、実施したうえでの問題点や課題などありましたら教えてください。
２０	新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドラインの廃止が行われ、令和５年５月８日から「５類感染症」となった現在、集合研修等実施方法等でどういった取り組みをされているか。（大分会）	集合研修とウェブ研修にはそれぞれの利点があり、会員によってのニーズも多様化　してきている昨今、バランスをどのようにとるべきかの指針が欲しいため。
２１	過去に行った研修会について反響の良かったもの研修の効果が高いと感じられたもの、また逆に大変不評であったものを教えてください。（大分会）	研修テーマや内容については、会員の研修参加率の向上に直結するものだと考えております。会員がぜひとも受けたいと感じてもらえるような研修会を企画したいため。
２２	新型コロナウイルス５類移行後の研修会実施状況について（熊本会）	感染症予防のために集合型での研修会実施が難しい状況下においては、各会の研修会の多くがリモートもしくは録画配信で対応せざるを得ない状況だったと思いますが、新型コロナウイルス５類移行後は集合型と、リモート・録画配信の割合は概ねどういったものか現状をお伺いしたい。また、今後もリモートや録画配信形式は研修の選択肢として考慮されうるものかお聞きしたい。

２３	研修内容について（熊本会）	毎年ですが、研修内容の決定について、苦慮している。各会で、近年開催した研修の中で評判のよかった研修内容、講師などあれば情報が欲しいです。 また、研修内容を決め際に、予算、年間研修計画の内容のバランスなど、決定に関する基準等があれば教えて頂きたいです。 加えて、どのようにして調査士会会員向けの研修を探してきているなど、情報交換が出来れば幸いです。
２４	筆界調査委員と所有者等探索委員の研修について（宮崎会）	筆界調査委員と所有者等探索委員の役割や手続きの流れを理解出来ていない会員が多く、筆界特定に関する調査・意見書作成や、所有者等の調査に関する報告書の作成等の研修を行っていますか。
２５	各会で最近行った研修で、ためになった、人気のあった研修、評判の良かった講師など１つ、２つ教えてほしい（宮崎会）	集研修内容をもっと充実したものとしたいため。
２６	各県のＣＰＤポイント表示方法及び会員のＣＰＤポイントに関する関心度はどのようなものか （鹿児島会）	鹿児島県ではＣＰＤを県のＨＰと連合会の両方で管理している。連合会に記載されている分はＨ３１以降が反映されており、県はそれ以前のＣＰＤを表記している。このことについて会員より様々な意見が寄せられているが各県のＣＰＤの表示方法を参考にさせて頂きたい。 鹿児島会の対応としては、ＣＰＤ獲得目標を年間１６ポイント目指すものとしており、また、連合会では平成３１年から獲得したＣＰＤが反映されているが、ＣＰＤに対する会員の関心はあまり高くないと感じてます。　ＣＰＤを獲得することが会員の付加価値につながれば研修会の出席率も上がると考え、一般の方からの紹介問い合わせ等が事務局にあった際には、ＣＰＤポイントについて説明し選定の目安となるよう説明しています。　他県でＣＰＤ獲得に対して、鹿児島会とは違ったインセンティブを設けているところがあれば参考にしたい。
２７	研修内容をいろいろ考えていますが、県の行う研修会としてどの分野まで調査士会の研修で行う事がふさわしいのか他県の意見を参考にさせて頂きたい。（鹿児島会）	研修テーマに苦慮している中で魅力ある研修会を行いたいと考えています。 鹿児島会の対応として、全体研修会として例えば、近隣法に関することやモチベーションアップ、鹿児島県の歴史（災害、桜島の噴火）等考えていますが、県会として行う研修にふさわしいのか悩んでいます。　各県の取り組みや、テーマによっての出席率など意見をお聞きしたい。

２８	業務研修のＷＥＢ配信の際に発生しうるリスクの認知・共有（沖縄会）	新型コロナウイルス感染症が５類感染症に分類され、強制的な行動制限は撤廃されましたが、依然感染者は発生しており、会員の健康管理や離島等遠隔地の会員の為にも沖縄会ではＷＥＢ配信を併用した業務研修は今後も継続したいと考えております。そこで、ＷＥＢ配信を行った際に機材トラブル等が発生した経験が有りましたらどのように対処したか、または予見されるトラブルに対しどのような対策を準備しているかご意見を伺い、今後に備えたいと考えております。
２９	年次研修未受講者に対する催促方法の検討（沖縄会）	沖縄会では支部単位で年次研修を行う方法を採用しております。今後受講期限が迫るにつれ未受講会員への催促が必要になると思われます。そこで、未受講者に対しどのような形で参加を促すか効果的な催促方法を検討し、役員の負担を低減できる取り組みに活用したいと考えております。

《協議事項》

１・３	相続土地国庫帰属制度への対応について（福岡会）（佐賀会）　業務研修共通
まとめ	開始されて間もない制度ということもあり、各会とも土地家屋調査士としての関わり方には慎重な部分がある。しかし、相談件数、申請件数は今後も増えていくことが考えられるため、法務局や他士業との連携が必要不可欠である。各会の状況や実例を含め情報共有を行っていきたい。
提案理由	（福岡会） 相続土地国庫帰属制度における当該帰属申請の受付が本年度から開始されておりますが、実際の流れの中で我々土地家屋調査士の関与できる部分については、未だ明確となっておりません。各会におかれまして、現在の状況と対応について情報がありましたらご共有いただければと思い提案させていただきました。 （佐賀会） 令和５年４月 27 日より相続土地国庫帰属制度が創設され、現在相当数が相談、申請されております。土地家屋調査士は、現在のところ申請代理人にはなれませんが、帰属の条件について把握し対応が迫られています。工作物や建築物の有無や境界の明示に関することなど能力を発揮する場面が想定されていますが会として、対応対策されていれば教えていただきたい。それに伴う研修等の予定があるか、また、法務局との連携についても教えてください。
福岡会	福岡法務局においては７月末時点において、４４８件の相談があり、２５件の申請がなされているとのことです。現時点においては、承認を受け国庫帰属に至ったケースはないものの早ければ年内で承認されるケースもでてくると聞いています。（申請から承認まで半年～1 年程度の期間が想定されているため。） 本会においては、当該制度において会員に対して以下の依頼や問い合わせがあった旨の情報が寄せられています。 ①隣接地所有者との認識の一致を確認する工程における法務局からの確認文書の内容 ②承認申請にあたっての境界を示す図面の作成依頼や現地調査の依頼があった旨。（所有権界の明示やそれを図化及び写真整理する作業依頼） なお、本会においては制度が始まったばかりで実態上土地家屋調査士が関与できる部分について検討・把握を行っているところではありますが、まだよく見えてこないのが実状です。 研修部におきましては、令和５年度第１回全体研修会で法務局に講師を依頼し、『相続土地国庫帰属制度について』動画配信による研修を実施いたしました。
佐賀会	当会では定期的に無料相談会を実施していますが、制度実装後から相続土地国庫帰属制度についての相談が増えてきています。この制度は『一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする』となっていますが、その承認申請手続きの内容は一般市民が容易に作成できるものではありません。隣接地との境界を明らかにする写真等も添付する必要があり、まさに土地家屋調査士の業務範囲かと考えられます。制度発足後間もない時間で相談件数も増えていることから今後は法務局との連携や情報共有も必要と考えている。

長崎会	法務局と情報共有を行う。多くの件数ではありませんが、会員に相続土地国庫帰属の問い合わせがあるという話を聞きます。今後、どのような対応ができるか等を会員へも周知する必要があると考えており、法務局の方に研修会で講義をしていただくようにしています。
大分会	大分県内の会員で「相続土地国庫帰属制度」の境界明示等に携わったという情報はまだ把握しておりません。また大分会として会員に制度についてアナウンスし、公嘱協会が主催するセミナーへの参加を促し受講しているといった状況であります。
熊本会	１、対象土地の境界を明らかにする必要がある場合の相談、業務受託の流れになると考えます。申請の代理権のある弁護士、司法書士、行政書士との連携も重要。 ３，相談の段階では、業務部などが対応し、実際に調査などの話に発展するようであれば、所在地の支部長に振るなどで対応。境界確認については、通常行っている業務と変わりないと思われるが、境界の明示方法や申請書に図面の添付が必要な場合の様式などは、勉強する必要あり。 注意として、管理放棄された土地が多く想定されるので、場合によっては、調査の前に伐採や取り壊しなど費用のかかる作業を申請人にお伝えしておく事も必要。（トラブル防止）
宮崎会	業として出来ることは、相続した土地の境界や形状等の調査を申請者の依頼により行うことになると思いますが、会としての対応対策はしていない。今のところ、この制度が創設された事を会員に周知している程度（法務局のＨＰの内容程度）です。
鹿児島会	11 月に開催予定の表示登記実務連絡会にて状況確認予定 法務省 HP にある「相土地国庫帰属制度に関する Q&A」記載の「7 却下事由関連Ｑ１９～Q31」や「相続土地国庫帰属制度のご案内」記載の添付書類参考例を見ると、土地家屋調査士が作成する地図である必要を感じない。　9 月 4 日現在で鹿児島での相談案件は 326 件であり、申請は 16 件ある事を確認しているのでどの程度の図面が添付されているか含めて法務局と協議予定である
沖縄会	１．具体的な対応事例はなく、法務局との連携確認も実施していません。 ２．令和 5 年 11 月の業務研修にて那覇地方法務局から講師を招き当制度に関する研修を予定している。 令和 4 年 11 月開催の財産管理人養成講座を希望する会員が受講し相続土地国庫帰属法の概要を学習している。

《協議事項》

2	筆界確認情報の取扱いに関する指針が出された後の現状について（福岡会）
まとめ	各会ともトラブルや各法務局から指摘があった等の報告はない。本指針が出されたといってもやみくもに省略するというものではなく、これまでのように立会確認を行っている状況である。
提案理由	昨年、筆界確認情報の取り扱いに関する指針が示されましたが、各会において制度的な問題点等がありましたらご共有いただければと思い提案させていただきました。また、福岡法務局管内においては、積極的にこの指針を活用して登記を処理している支局もあ

	ります。筆界特定の件数についても減少することも考えられますが、各会についての現状をお聞かせいただきたい。加えて、当該指針の運用、その他制度や登記処理についての事務連絡協議会等は開催しているのかも併せてお聞かせいただきたい。
福岡会	
佐賀会	この指針が出されたことで従前より登記業務は円滑に運ぶ案件も増えたとは思われます。法務省民二第 536 号　令和 4 年 4 月 14 日付けの通達を会員に配信しましたが、現在の段階では質疑等はなく、個々の判断は会員に委ねている状況です。今後法務局との事務連絡協議を予定（本年 11 月頃を予定）していますので、その際に問題点やトラブルなどなかったか尋ねてみる予定です。
長崎会	運用後会員からのトラブル等の報告はなし。
大分会	昨年指針が示された後、大分県内の会員からの情報によりますと、法務局の対応についてはこれまでと変化はみられないといった意見が多く、法務局としては隣接地が「所有者不明土地」の時は柔軟に対応すると聞いております。大分会としては今年度末に法務局と「実務協議会」を開催しますので、その場にて登記処理についての積極的な活用運用を協議する予定となっております。
熊本会	会員からの些細な問い合わせ程度で、目立った混乱はない。 熊本地方法務局主催で会員向けに WEB システムでの説明会があり、基本的に行う境界確認業務については、今までと変わらい旨、述べられた。 調査士側、法務局側で職責に照らして事例ごとに判断すべきで、今回の改正は、安易に境界立会省略を促すものではないと考える。
宮崎会	今回の筆界確認情報の制度について、今のところ問題が発生しているとの話は会員及び法務局側どちらからも上がっていません。指針が出された後、法務局に研修会で内容の説明などを行って頂いたが（具体的な感じでは無い）、基本的には事前に相談票を上げて頂く事が望ましいとの事であった。現在の状況を法務局に確認したところ、それほど多くは無いが、指針に沿った形の申請がされる場合はあるとの事。それについて今のところ問題等は無い。
鹿児島会	運用当初は、所有者不明部分について土地家屋調査士から残地差し引き計算にて地積測量図含む申請があった場合には、登記官にて境界査定をすべきでは？などの意見が法務局支局・出張所などであり、登記完了まで時間を要することや登記相談票などの回答に時間を要することがあったが、現在は解消されている。 筆界特定の申請数は法務局に確認したところ、減少傾向ではあるが指針の影響は軽微であろうという回答であった。
沖縄会	１．登記処理について事務連絡協議会等は開催していませんが、問題が出てきた場合には連絡協議会の開催を考えています。 ２．具体的には筆界確認において現地物証があり登記所備付地積測量図等により当該基準点に基づく観測結果と物証が概ね一致する場合は境界立会を省略できるものと考えており登記官からも指導・指摘等はありません。

《協議事項》

４・１１	不在者財産管理人についての対応（佐賀会）（熊本会）業務研修共通
まとめ	現時点で各会とも実績や事例はなかった。名簿を裁判所に提出している会もあるが動きとして特に何もないようです。
提案理由	（佐賀会） 不在者財産管理人について具体的な実績や事例はありますか。裁判所において、推薦人名簿等は作成されていますか、また裁判所との連携や研修について実績や予定はありますか。 （熊本会） 本年より施行された新たな財産管理人制度について、周知及び活動を各会どのようにされているのか情報交換できれば幸いです。
福岡会	本会では、社会事業部の事業として当該対応を行っています。 また、研修につきましては、令和５年度第１回全体研修会で東京会より講師をお招きし、財産管理人における『所有者不明土地・建物管理制度について』動画配信による研修を実施いたしました。
佐賀会	財産管理人がいない場合に家庭裁判所は、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分が出来るようになっており、選任に当たっては特別な資格は不要とされていますが、場合によっては，弁護士，司法書士などの専門職が選ばれることも当然にあり得ます。土地家屋調査士も不動産表示に関する登記に携わる資格者としてこれから活躍の場面も出てくるのではないかと思われます。当会において現段階では特別な措置を講じていませんが、他の資格団体（特に弁護士会や司法書士会）との連携も必要であると考えているところです。研修会などに関して有力な情報をお持ちでしたら共有願いたい。
長崎会	裁判所に推薦人名簿は提出済み。現在のところ研修会を行う予定はありません。
大分会	大分会では当制度についての具体的な実績及び実例は把握しておりません。また今後大分会として裁判所との連携や研修等も予定しておりませんので、他県会の取り組みを参考にして検討していこうと考えております。
熊本会	推薦人名簿の作成はしていない。情報収集をして熊本会でも活かしたい。
宮崎会	財産管理養成講座を、宮崎会では１５名程度受講したが研修について予定は立てていない。 また、具体的な実績・事例について、会としては把握していません。名簿等の作成も無く、裁判所との連携・研修についてもありません。
鹿児島会	実績については特に報告を受けていません 裁判所との連携について、　打ち合わせ等はまだ出来ておらず、打診予定です。（社会事業部からの回答） 昨年希望者を募り研修を実施済（30 人程度）である。　推薦人名簿についてはまだ着手出来ておらず、打診予定である。（社会事業部からの回答）
沖縄会	１．実績・事例・裁判所との連携はありません。

	２．令和 4 年 11 月開催の財産管理人養成講座を希望する会員が受講し制度の概要を学習している状態です。

《協議事項》

5	法務局との打合せ会について（長崎会）
まとめ	会員から協議議題を募ってもなかなか提案がなく、提案があった場合でも個別案件の面が大きく議題選定に苦慮している会もあるが、法務局との連携という面においては定期的に開催していくのは大事である。又、議題を投げかけた際は、どのような回答を会として求めているのかをしっかり想定したうえで提案しなければ、やぶへびになることもあるので注意が必要。
提案理由	長崎会では、今年から年４回法務局と打合せ会を開催することになりました。以前は、年１、２回程度であったが、去年「土地建物実地調査要領」作成を共同作業したつながりを生かしたものです。他県会の打合せ会頻度や所要時間、また、工夫されていることがあれば教えて頂きたいです。
福岡会	福岡会では年に一度事務連絡協議会を開催しております。 当該協議会の流れについては、以下の通りです。 １．全会員に協議議題の募集を行う ２．業務部にて内容を精査し協議会前に法務局へ当該議題を提出。 ３．法務局からの協議議題の提案を受ける。 ４．協議会を開催する。（例年１４時から１６時の２時間） ５．法務局において協議録（案）を作成。 ６．業務部にて協議録について精査 ７．精査した協議録を法務局に提出、確認を得る。 ８．確定協議録を全会員にメール及びホームページにより通知する。 以上です。
佐賀会	現在佐賀地方法務局（本局）とは年１～2 回程度の事務連絡協議を行っており、本年も１１月頃に実施する予定です。また、各支局単位で意見交換を行ったり、司法書士と合同で意見交換を行っている支部もあります。その主な内容としては会員からの質疑、法務局への要望です。その際に法務局側からの要望なども出され貴重な意見交換の場となっています。所要時間は質疑の多さや要望の内容によってまちまちですが、およそ１～2 時間程度です。
長崎会	
大分会	法務局との打ち合わせとしては、年 2 回開催しております。制度的な内容についての協議会（二豊会）と、実務的な内容についての協議会（実務協議会）を開催しております。また、所要時間については 2～3 時間となっております。
熊本会	年に１から２回開催している。 開催の１か月前には、調査士会会員から質問、要望を募集し、集約したものを法務局に伝え、

	担当者と事前の協議をしてから協議事項を決定する。 コロナ前は、協議会後に法務局近くなどで懇親会を開催していた。
宮崎会	年に１回程度。時間は２時間程度。（行わない年もある）事前に議題内容を法務局側に提出。
鹿児島会	昨年までは年 2 回であった表示登記実務連絡会を今年からは年 1 回に変更した。 今年度からは、特に議題を設けずに協議する桐友会を再開できないか協議中 出席者としては、法務局長　主席登記官　司法書士会（正副会長）、調査士会（正副会長）を予定している。
沖縄会	１．連絡協議会を開いていましたが、計画的な法務局との打合せ会は行っていません。 ２．具体的な案件発生時に随時実施したいと考えている。

《協議事項》

6	自治体への境界確認の補助について（大分会）
まとめ	各会の自治体で立会までの期間は様々であった。スムーズに業務を行うためには熊本会の回答にある立会業務委託などが他自治体にもあれば迅速な対応に繋がるのではないか。
提案理由	大分市では、境界確認担当班の人数が少なく、立会日程の予約を取るのに苦労しています。（1 ケ月以上先でないと立会が出来ない）他県での申請から立会までの日程状況について伺いたい。申請から立会まで短い期間での対応が出来ている県について、迅速な対応が出来ている理由などが分かれば伺いたい？（土地家屋調査士が境界確認業務の補助を行っているなど）
福岡会	福岡県内においても境界協議に要する期間については各市町村ごとで異なり様々です。 また、福岡県内では境界確認補助業務を官庁から受託しているところはありません。
佐賀会	佐賀会では各自治体（国・市・町）によって立会の調整から日程の決定までの所要時間は異なっているようですが、立会の予約についてはどの自治体もおよそ 1～2 週間以内にはおよそ回答が得られている状況で、各自治体の境界確認担当者の人数は決して多くはないように思いますが、立会の予定が１ヶ月を超えることは稀なケースかと思います。境界確認の申請を提出した際にその場で日程を調整してくれる自治体もあります。急ぎの案件などは申請の段階で事情を説明し、できる限り早く処理をしてもらうようその都度協議をしています。
長崎会	立会は 1～2 週間程度。境界立会については円滑に行われていて、補助等は行っていない。
大分会	
熊本会	一番遅い熊本市で、申請から１か月程度。各会員で、事前測量・打ち合わせをするなど、スムーズに立会が出来るよう工夫している様子。 熊本市は、試行立会といって熊本市から委任状をもらい、熊本市の代理で道路境界の立会をする取り扱いを調査士会会員に限り認めている。処理を急ぐ場合は、試行立会希望の旨、記載して申請しているよう。（試行立会の場合、土日も立会実施が可能となる） また、公共嘱託協会にて、熊本市より立会業務委託として、立会（境界確認書）、測量、図面作成を受注している。（主に調査士以外の申請のもの）

宮崎会	宮崎県内で官の立会件数が最も多いのは宮崎市役所と思われます。その市役所の立会処理状況としましては、立会申請をして１日、２日程度で立会日程の連絡があり、翌週及び翌々週には現地立会の流れで進みます。時期的に立会件数が多いときでも、１ヶ月以上待たされる事は無いです。宮崎市役所は立会班が３班あり、各班２名～３名で立会に来られます。立会申請が多い場合は、担当課の係長なども現場立会に出られて対応されています。
鹿児島会	鹿児島市でも同じ状況で、申請から立会までに概ね１か月程度かかります それ以外の市町村では立会証明書受領までに１週間から２週間 鹿児島県　２週間程度 国道事務所　2～3 ヶ月程度 になります
沖縄会	１．官公署の境界確認立会は、当該担当者とのスケジュール調整により比較的スムーズに実施されています。 ２．土地家屋調査士が境界確認業務の補助を行っている事例はありません。

《協議事項》

7	境界標の設置について（大分会）
まとめ	周知や指導を行っている会もあるが、どのような標識を設置するかは現地判断や依頼者側の要望などもあるため、一概には言えない部分もあり徹底するのは難しい面もある。
提案理由	境界確定後に設置する境界標について、工事などが行われる関係上で仮杭処理をしている場合など以外で、境界標の設置を行っていない会員がいる。また、境界標を設置しているものの、自動車の往来のある箇所に貼り付けの金属プレートを設置していたり永続性が無い境界標の設置を見ることも多くなっている。会として境界標の設置について、会員への指導などを行っている会があれば情報の提供を頂きたい。
福岡会	当会では特別な指導は行っていません。
佐賀会	事後の境界管理に関する問題として、境界の明示や設置は重要な部分と考えますが、会員に対し指導などを行った実績はありません。造成等工事後の境界標識設置費用など問題点はありますが、後日の境界紛争を未然に防止する観点では会員への周知を行っていきたい。
長崎会	会からの指導は行っていない。
大分会	
熊本会	現地での判断が必要であるため、各会員が個別に判断している。 境界確認立会後でも、隣地のブロックに、勝手に境界標識を張り付けたりしないこと、アスファルトにビス止めのプレートを張り付けした後に剥がれて、車のパンクや通行人の怪我につながる事がないよう、新人の研修でお伝えしたりしている程度。
宮崎会	宮崎会でも会員によっては大分会のような状況はありますが、会として具体的に会員に指導等を行ってはいません。
鹿児島会	永続性のある境界標の設置は、土地家屋調査士の責務であることを、会員研修会（県会・青調会）にて行い周知を図っている。　特に金属プレートについては、接着剤のみで固

	着しているケースが多く問題視しており、研修会などで伝達することを検討している。木杭のみ等の設置については、見積条件など依頼主の意向が強い場合、設置費用を省かざるを得ない事例も報告を受けており、致し方ない部分はあると判断している。
沖縄会	１．特別な事情がない限り出来るだけ永続性がある境界標設置を基本とするよう研修会等で指導しています。 ２．地権者の意向等で境界標設置をしない場合は地積測量図に引照点を記載する等の措置をすべきと考えます。

《協議事項》

8	「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」の会員利用についての各県会の取り組み、そして今後の対応について（大分会）業務研修共通
まとめ	「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」について研修を行っている会もあれば、今後検討している会もあった。報酬額に関する研修は法令等に抵触しないよう留意しなければならないが、報酬額の格差が極端になりすぎないようにしていく必要がある。
提案理由	大分会では会員への研修を含めた対応を検討しておりますが、報酬額の算定に関するものであるため、法令等に抵触しないよう留意しながらの研修方法、または別の取り組みがあれば参考とさせていただきたい。
福岡会	研修部といたしましては、今年度の第 2 回全体研修会で、報酬額に関する研修を行う予定です。
佐賀会	平成 16 年に土地家屋調査士の報酬基準の公表が廃止されて以降、報酬額の算定に関しては各個人に委ねており近年具体的な金額などを用いた研修などの実績はない。しかし、極端な見積額（低額・高額）にて見積りを出している会員がいるとの情報が寄せられたことがあり、適正な見積りを行うよう伝達をした事はある。
長崎会	土地家屋調査士自らが報酬額を算定するための参考資料として計算シートの活用方法等の紹介をするというかたちで、令和 5 年度第 1 回全体研修会にて「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」について講義を行いました。
大分会	
熊本会	各支部単位での研修会にて対応することを検討中。本会に要請があれば出向いて研修するよう準備している。
宮崎会	県内の各地域においても報酬の格差は多少あるように思います。報酬額に特化した研修は行っていないが、各々が報酬ガイドを目安に地域のバランスをとっている傾向があるようです。（オフレコ的な話程度は会員が集まったときにしている場合がある。例：報酬額を上げていく方向で頑張っていきましょう。みたいな事です。）
鹿児島会	嘱託協会の契約書などを活用して算定する事例などを使い、研修会にて説明した事例はある。　2019 年の担当者会同で同様の質問があり、福岡会から公正取引委員会と協議をした事例は大変参考になっている。　（報酬表一覧表を事務所にて掲示することがまずは大事であることを確認している。）

沖縄会	１．令和 4 年 10 月開催の業務研修会にて当該資料を参考にした業務の適正処理に必要な報酬ついて研修を実施し参考資料として見積計算書エクセルファイルを公開し会員の利用促進を図った。

《協議事項》

9	３D スキャナーやドローンを利用した土地家屋調査士業務への活用例（熊本会）
まとめ	各会とも 3D スキャナーやドローンを利用し業務を行っている会員はいるものの、コスト面や使用頻度を考えるとなかなか手を出しにくいようである。
提案理由	近年３D スキャナーやドローンを導入する測量事務所が増えておりまた土地家屋調査士業のなかでも色々と噂を聞きます。実際に土地家屋調査士業務に直接活かしている会員のお話があれば伺いたいです。
福岡会	福岡会においては、当該点群生成のための機材を用いて現況平面図等を作成している会員も多くおられます。現況平面図や３D モデルの作成については、当該点群を用いて行った上、境界の検討を行い、最終的な復元測量、確定測量はトータルステーションを用いて行うというような流れが多いとの認識です。
佐賀会	佐賀会では 3D スキャナーやドローンを保有している会員が今だ少ない状況ですが、大規模な土地の調査や立入困難な土地等については活用のメリットが大きいと思います。以前、筆界特定等にも導入・活用できないかと法務局にも提案したが、コスト面や使用頻度を考慮してか、現在のところ導入の予定はないとの回答であった。
長崎会	現況測量等には利用している会員もいるが、大多数の会員は利用していない。
大分会	3D スキャナーを所有する会員も少数ではありますが増えてきております。調査士業務ということで考えますと、3D スキャナーよりもドローンの業務利用が多くされていると聞いております。
熊本会	各会の取り組みをお聞きしたい。
宮崎会	宮崎会で３Ｄスキャナーを持っている方は数名程度いるようですが、現時点で測量での使用はしていないとの事。理由としては手間と時間が非常にかかる（観測時間及び解析等）ので、ＴＳで測量した方が早い。費用的（報酬額）な問題などがあるとの事。ドローンについても、どこでもは飛ばせないとの問題がある（申請などが必要）。結局はＴＳが便利で早いとの事であった。
鹿児島会	ドローンについては今年度の研修予定がある。　３D スキャナーについては未だ高額であることと、土地家屋調査士専業としての業務に現況をどこまで広範囲に測るべきかは未知数であると考えている。　都市部ではドローンより活用しやすいがデータ量の多さや作業効率にどの程度影響するかなど、費用対効果に応じて研修会の必要性を判断している。
沖縄会	１．３D スキャナーやドローンを利用して業務を行っている会員が複数名いますが好評のようです。 具体例について

	・住宅地で立ち入り困難な場合の現況測量をする際に３D スキャナーを高い位置に設置し敷地外から構造物を観測している。概ね１㎝以内の精度で観測出来ている。 ・田芋畑や水田など進入困難な場所にてドローンで撮影したオルソ画像を境界確認の参考資料としたり調査素図としても利用し効率化ができている。

《協議事項》

１０	相続登記義務化を迎えるにあたっての対応（熊本会）
まとめ	各会での対応状況を共有した。相続登記義務化にあたって相続建物についての依頼が増えているという実例もあるように土地家屋調査士にとっても影響があると考えられるため今後も情報共有を行っていきたい。
提案理由	来年４月に相続登記義務化ということで、土地家屋調査士についても既に影響が多々でているかと思いますが、各会において何か対応や取り組みをされているかお聞きしたい（周知・広報活動、法務局や自治体との連携、一般客から会へ問い合わせ時対応　など）
福岡会	現在特に対応は行っておりません。
佐賀会	市民からの登記業務相談を受ける中で相続登記が義務化されることを尋ねられるケースが増えてきている。義務化されるとの情報は少しずつ浸透してきているように思うが、会としては全体研修会で法務局職員を講師として趣旨や内容確認及び会員への周知を行ったのみである。現在行っている対応としては顧客に法務局から配られたパンフレットを配る程度。相続土地国庫帰属制度と絡めて今まで管理を怠っていた不動産などに対する相談も増加すると考えられる為、今後も内容や状況は注視したい。
長崎会	令和４年度研修会にて実施済み。法務局がＰＲ活動しているようであり、調査士会もサポートしている。
大分会	こちらも「相続土地国庫帰属制度」と同様に、大分会として会員に制度について周知し、公嘱協会が主催するセミナーへの参加を促し受講しているといった状況であります。
熊本会	１２月５日熊本会で第２回筆界情報シンポジウムを開催する予定。 官公署、一般の方を対象に。講師：早稲田大学：山野目章夫先生 熊本県、法務局の後援名使用の承諾をもらっている。
宮崎会	会としての対応や取組は行っていませんが、具体的に司法書士からの相続建物の表題部関係の登記依頼が増えているようだとの話は聞きます。（未登記建物、増築による変更など）
鹿児島会	申請地については依頼者に事前説明するなど対策しやすいが、隣接立会を要す場合の対応や嘱託業務で影響が多いであろうことを懸念している。　表示登記実務連絡会にて法務局の具体的な対応等を協議する予定である。　事務局への一般客問い合わせはいまのところないようである。（基本的に業務に係る内容については業務部、苦情に係る部分は総務部で対応している）
沖縄会	１．令和５年 11 月に那覇地方法務局から講師を招き研修を予定している。

《協議事項》

１２	境界鑑定の出来る人材育成について（宮崎会）
まとめ	境界鑑定委員会を設置して人材育成に取り組んでいる会が多い。筆界調査委員の人材育成については会で研修を行っている県もあるが、法務局主体で研修を行っているところが多い。
提案理由	裁判所からの境界鑑定依頼に対応出来る人材及び筆界特定制度における筆界調査委員の人材の育成について、各会ではどのような取組を行っているのでしょうか。 宮崎会では今年度より『みやざき実務研究塾』なる委員会を立ち上げ、境界鑑定の出来る人材育成に取組んでいく事となりました。委員会の中身についてはまだこれから検討していく状況でありますが、他会でそのような取組を既に行っているのであればお伺いしたいと思います。また、これからそのような取組をお考えであるとの事であればその内容についてお伺いしたいと思います。
福岡会	筆界調査委員の人材の育成については、新任の筆界調査委員に対して研修を実施しております。
佐賀会	現段階では表立った取り組みや活動は行っておりません。ですが、境界鑑定委員会の規定を設けており、鑑定人の推薦名簿等の作成をはじめ、鑑定人となる人材の育成、研修なども必要であると考えています。今後委員会を開催し前記内容について協議を行い、方針を固めていく予定です。
長崎会	2 年に 1 度の業務研修会と 4 年に 1 度の新人研修会で、境界鑑定に関する講座をしています。
大分会	大分では、裁判所から直接境界鑑定依頼があったことはなく、裁判所もしくは弁護士等からの依頼となっております。過去をさかのぼれば全体研修に講師を招いて境界鑑定についての研修は実施しておりますが、近年では実施しておりません。 筆界調査委員についてはコロナ前までは、法務局主催で育成研修を行っておりましたが現在は開催されていないのが現状となっております。
熊本会	境界鑑定委員会を設置している。以前は裁判所から境界鑑定の依頼があり対応をしていた。 今後、相続財産管理人制度と絡めて、裁判所に働きかけが出来ないか検討中。 境界鑑定に関する勉強会などあれば、是非情報を頂きたい。
宮崎会	
鹿児島会	鹿児島会では「境界鑑定委員会」を組織し、境界鑑定委員の育成を目指していますが、昨年までのコロナ禍においては研修等の実施もできず停滞している状況です。 今後、研修会を実施したいと考えているが未定です。 鹿児島会では筆界調査委員の育成の取り組みはありません。法務局の筆界特定室が筆界調査委員を対象に半日程度の研修会を実施しています。
沖縄会	１．地図の作成経緯、測量機器・測量手法の変遷及び地図の精度について先輩方の実体験から実感できる資料をとりまとめ会員が自由に閲覧できる環境を造り、現況の真相を理解することで筆界の専門家として見識を高める取り組みを筆界研究委員会を設けて行っています。 ２．画地調整の方法など事例を示して内容をとりまとめ会員が、類似の事案の参考にすることが出来るようにし、理解を深め経験を重ねることで筆界に関する見識を高めたい。

《協議事項》

１３	「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」への対応について、他県の利用状況を確認したい（鹿児島会）
まとめ	マニュアル通りに行っている。又、研修会等で会員へ周知・指導を考えている会もあった。
提案理由	鹿児島会ではマニュアルに沿った分筆等申請手続きがほとんどないため、法務局との表示登記実務連絡会の際に質問を受けたことがある。　他会ではどのような運用をされているのか参考にしたい。（別紙１の要望６参照） 鹿児島会ではＶＲＳによる単点観測が認められていた経緯から、現在でもマニュアルに沿った観測でなくても公共座標として手続きできる状況である。 表示登記実務連絡会での回答については、別紙２のとおりである。
福岡会	ホームページにおいて当該マニュアルを掲載しております。また、全体研修において当該マニュアルの研修を行う予定です。
佐賀会	県内において利用している会員、利用していない会員が疎らで利用者数を正確に把握できないため特別な対応は行っていないが、ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量を行う際には連合会のマニュアルに沿った形式で行うよう指導している。
長崎会	マニュアル通り行っている。
大分会	連合会ホームページ内でマニュアルと解説が掲載されている旨の周知をしている状況です。大分会ではもともと VRS による単点観測が認められていなかったため、会員からの問い合わせもあることからマニュアルについての研修を検討しておりますが、マニュアルについての研修等はしておらず、現在研修方法について模索しているところであります。
熊本会	熊本地方法務局との協議で、ネットワーク型 RTK 法マニュアルの通りに点検測量を行わない場合は、任意座標扱い（地積測量図に任意座標の記載をする）との結論になった。 任意座標扱いではあるが、地積測量図にネットワーク型 RTK 法にて観測した旨を記載してよいとのことになった。（境界点座標の根拠を示すため）
宮崎会	基本的にはマニュアルのとおり行うことと会員には周知しています。法務局との特別な取り扱い等の協議は行っていません。
鹿児島会	
沖縄会	１．研修会を実施したが具体的に行ったとの会員からの報告は受けていません。

《協議事項》

１４	民法の共有に関する規律の見直しによる官公庁の方針（沖縄会）
まとめ	国交省の方針についての情報はないが、地籍調査については例年通りの処理で進んでいるようである。
提案理由	法務省民事局長から令和５年３月 28 日付で法務局長及び地方法務局長へ不動産登記事務の取り扱いについて（民法改正関係）（通達）により分筆又は合筆の登記については共有物の軽微変更に該当し当該申請には土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人

	の持分の価格に従い、その合計が過半数となる場合には、これらの者が登記申請人となって分筆又は合筆の登記を申請することができるとの方針を確認しています。法 14 条地図作成作業の筆界立会においても共有者の持分価格の過半数の者の承認でよいとする取り扱いとなり実務の円滑化に繋がっています。 地籍調査の筆界確認においても同趣旨が繁栄されているか国土調査法に関する国土交通省の方針について情報があればご教示願いたい。
福岡会	特にありません。
佐賀会	地籍調査の作業機関は民間が担っているため、国土交通省の方針については把握していません。
長崎会	情報はありません。
大分会	法 14 条地図作製作業については、基本的には今までと変化はありません。地籍調査については現在、調査士会及び公嘱協会ともに業務受注しておりませんので情報はないというのが現状です。
熊本会	特段の情報はありません。
宮崎会	宮崎の法務局では、基本は民法改正のとおり（一般の申請など）であるが、法１４条地図作成作業については総括登記官の判断によるとの事。国土調査（宮崎市役所）については、今のところ例年通りの処理の仕方で進めていくとの事であった。
鹿児島会	14 条地図作成作業については、指針による影響は特にないと報告を受けています。（共有名義等ついては、今までも法務局と協議の上対応しています） 地籍調査については対応している会員を確認できませんでした。
沖縄会	

《協議事項》

１５	業務の改善及び研究の成功事例（沖縄会）
まとめ	各会の業務改善事例について情報共有を行った。
提案理由	業務の改善や研究の実績として効果的であった事例があればご教示願いたい。会員の業務の円滑化に寄与するような具体的な活動計画の参考としたい。
福岡会	当会社会事業部においては、施策として民間登記基準点を目標とする「RTK 基準局のアンテナ設置」を研究テーマとした研究所を立上げ、研究を行うこととなっています。
佐賀会	会員の業務改善に繋がるかどうかは未知ですが、役に立つ機器や道具、アプリやソフトなどの情報を収集し、会員に伝達したいと考えています。業務の改善に関する研究は行っていませんが、各会の取り組みなどをお聞きし参考にさせていただきたい。
長崎会	ドローン活用法について研修を受け、現場作業に反映している。
大分会	業務については、大分会ホームページの充実として、県内各市町村の官民境界確認の様式及び要領を掲載し、同様に過去 20 年に及ぶ法務局との協議内容（実務協議会）を掲載し業務への反映を図っております。研究等については現在のところございません。

熊本会	・昨今、未経験者の登録開業が見受けられることもあり、会として受け入れ態勢を強化したい。インターンシップ制度、特に初心者向けの測量業務研修は必要と考えている。 ・コミニュケーションスキルについて、研修会を計画。感覚ではなく学問的な知識として、必要なスキルと考えている。（アンガーリスクマネジメント（怒りをおさえるなど））
宮崎会	宮崎会では業務の改善・研究の実績についての事例等は今のところありません。
鹿児島会	Drogger についての研修や勉強会を青調会、嘱託協会主催で行っている。把握している限りでは 50 台以上購入されており各種懇親会などでも業務の効率化に役立っていると聞き及んでいる。　法務局取扱い地図データの活用については業者に自社製品の説明をお願いし、他社の安価なソフトや無料で活用する方法を YOUTUBE による配信にて説明している。　こちらも活用している報告や質問があり業務の効率化につながっていると考えている。
沖縄会	

《協議事項》

１６	研修会の出席率向上のための取組について（福岡会）
まとめ	ハイブリット形式で研修を行っている会においては、会員の参加がし易い部分もあり出席率向上に繋がっているようである。又、研修内容も出席率に影響があることから、充実した研修内容を検討し出席率向上を目指したい。
提案理由	研修会が WEB 配信になってからは、出席率が若干上がったとおもいますが参加しない会員はいます。各会いろんな試みをされているかとおもいますが、出席率が上がった会は対応内容、また上がるようにこういった対応をしているということがあれば教えていただきたい。
福岡会	
佐賀会	コロナの影響で研修会の自粛や、開催頻度の減少、自由参加（会員個々の判断）にしたことにより出席率は全体の約 30%以下まで落ち込んだ。規制が緩和されて以降は集合研修として案内を出し開催しているが、従来通り出席率約 60%程度まで回復しました。コロナを理由にされると出席の強要はし難いが、研修会は出席義務がある旨の周知を行いながら今後も集合形式で開催する予定である。
長崎会	コロナ前より実施していた WEB 配信が出席率向上のための取組としていたが、他の取組はやっていません。
大分会	大分会では、会場研修とウェブ研修を組み合わせたハイブリッド方式で研修会を実施しています。ウェブだけだと会場の雰囲気が伝わらないというご指摘をいただき、会場の様子もウェブ上に配信し、一体感がでるよう努めています。これにより遠方の会員の出席率も向上しました。 またＷＥＢに参加できないといった会員の苦情も多かったため、ＷＥＢ研修の参加マニュアルを作成し、各支部を廻って支部研修を行い、意見等を伺う機会を設けました。

熊本会	・直近の法改正等など会員の関心の高いテーマの研修を、各回に分散して取り入れる形で研修を行っています。
宮崎会	義務研修（年次研修）を経験したせいか、会員の取り組む姿勢が変化したように思える。旬なテーマを心がけ最近では６０％以上の出席率になっている。
鹿児島会	鹿児島会は令和５年８月段階で２９８名の会員がいるが、９月８日に霧島市で開催した会員研修会の参加人数は会場受講１２５名、ＷＥＢ受講９名（熊毛、大島限定）と全会員数の半数にも足りていない状況であります。 鹿児島市で開催しても１５０名程の参加なので、今後はＷＥＢ受講の活用や魅力ある研修内容を模索して出席率向上を図りたいと思います。
沖縄会	沖縄会の直近の業務研修の参加率は以下の様になっております。 令和４年度：第１回研修会出席者　　９４名（５３％）会員１７５名中(オンラインのみ) 　　第２回研修会出席者　１０９名（６２％）会員１７５名中(ハイブリッド) 令和３年度：第１回研修会出席者　　６７名（３８％）会員１７４名中(集合形式) 令和２年度：第１回研修会出席者　　６２名（３５％）会員１７５名中(オンライン) 新型コロナウイルス感染症の影響や研修内容にもよるかと思われますが、オンライン環境に慣れ始めてきた昨今では、ハイブリッド形式の参加率が有意に高くなっているように見受けられます。

《協議事項》

１７・２１・２３・２５・２７	年間の研修会内容の組み立て方について（福岡会） 研修内容について（大分会）（熊本会）（宮崎会）（鹿児島会）
まとめ	研修会内容については各会とも苦慮している部分があった。業務に関する研修も大事ではあるが、それ以外の分野での研修も取り入れていきたい。今後も各会の研修内容を参考に検討していく。
提案理由	（福岡会） 研修会の内容ですが、単発的な研修会を実施されているのか、または年間もしくは数年間を通じて継続的な内容の研修会を実施されているのか、どういった研修内容をされているのか教えていただきたい。 （大分会） 研修テーマや内容については、会員の研修参加率の向上に直結するものだと考えております。会員がぜひとも受けたいと感じてもらえるような研修会を企画したいため。 （熊本会） 毎年ですが、研修内容の決定について、苦慮している。 各会で、近年開催した研修の中で評判のよかった研修内容、講師などあれば情報が欲しいです。 また、研修内容を決め際に、予算、年間研修計画の内容のバランスなど、決定に関する

	基準等があれば教えて頂きたいです。 加えて、どのようにして調査士会会員向けの研修を探してきているなど、情報交換が出来れば幸いです。 （宮崎会） 集研修内容をもっと充実したものとしたいため。 （鹿児島会） 研修テーマに苦慮している中で魅力ある研修会を行いたいと考えています。 鹿児島会の対応として、全体研修会として例えば、近隣法に関することやモチベーションアップ、鹿児島県の歴史（災害、桜島の噴火）等考えていますが、県会として行う研修にふさわしいのか悩んでいます。　各県の取り組みや、テーマによっての出席率など意見をお聞きしたい。
福岡会	何が不評とは控えさせていただきますが、反響がよかったと感じた研修は、やはり実務に直結するものがよいと思います。 内容については福岡会が開催する研修会のうち、年３回専門研修会(有料)を開催していますが、筆界特定関連・ADR 関連・自由テーマと方向性をある程度決めて実施するように考えています。
佐賀会	年間を通して単発的な研修が多いが、出来る限り法規・倫理・業務・実務に関する研修を満遍なく行いたいと考えている。近年の流行などもあり、ドローンや３Ｄスキャナーを活用した測量に関する研修、いわゆる実務型の研修には関心が高かったように感じた。国税局によるインボイス制度の研修、トレンドとなる相続土地国庫帰属制度や所有者不明土地問題に関する研修も開催した。ドロガーを利用した測量なども研修に組み入れたいと考えてはいるが、講師の選定に苦慮している。小人数会で予算に限りがあるため多岐にわたる内容での研修内容を選定することは厳しい状況です。
長崎会	特別、年間を通して研修内容を組み立てるようなことは行っていませんが、法務研修は年度で１コマは設けるようにしています。 研修会の内容については当会も毎回苦慮しているところですが、土地家屋調査士の業務に関するものだけではないものを取り入れたりしています。 ここ最近では㈱星野リゾートの山口美咲氏(競泳のオリンピック選手)に来てもらい講話していただきました。
大分会	まず、年間スケジュールをある程度決めて、内容は後日考えています。 研修内容としては、その時期に適した内容や必要な内容を中心として単発的に実施してます 最近行った研修では、連合会の研究所が先端技術を用いた新ビジネスモデル等に関する研究をテーマとして最新技術に関する研究を行っており、その中で「低価格２周波ＧＮＳＳ受信機とその運用」、「ＵＡＶ（ドローン）測量についてとその応用」、「スマートフォンは測量機」といった内容で研修して頂きましたが、結構反響が多かったと思います。 会員にアンケートを実施し、アンケート結果をもとに研修内容を考え、 反響のよかった研修ではもう少し踏み込んだ内容で第二回を検討します。 研修内容の決定に関して基準等は特にありませんが、直近５年程度で重複する内容とならないようには考えており、ＷＥＢ配信で受講する会員については、出席表にアンケートを付けており、研修テーマの要望等を求めています。

熊本会	年間のCPD獲得ポイント16ポイントを目標に、毎年度３回ほど研修会を企画しております。出席率やアンケートの回答等によると、会員から関心の高い研修はやはり業務に直結するもので、測量技術関連や法改正に関連するものは出席率が高い傾向があります。一方、業務に直接的には影響しないように一見思えるもの（マナー講座、話し方講座等）は出席率が低めになる傾向があります。 直近で人気があった研修は、税理士さんによるインボイス制度対応の動画研修でした。調査士業でのケースを入れる前提で講義をしていただけたため、会員当人以外にも会員事務所の経理担当の方から好評でした。
宮崎会	全体研修会を年３回実施し、理事会で企画検討している。 最近の評判が良かった研修は、令和５年８月の『懲戒処分事例』日調連副会長（総務担当）北村秀実 先生
鹿児島会	過去１０年間の研修会を振り替えると全て単発的な研修内容である。実務に直結した研修は評判が良く、研修内容は多方面の分野の先生方に講師をお願いしたいと考えています。研修内容については別紙１を参考下さい。
沖縄会	沖縄会の直近の研修内容は以下の通りとなっております。 令和４年度：第１回研修会　①「土地建物実施調査要領」、②「表示の関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」、③「業務報酬及びインボイス制度について」 第２回研修会　①「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」、②「民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響」 令和３年度：第１回研修会　①「調査士法人について」、②「これからの調査士像について」 令和２年度：第１回研修会　①「たかがトータルステーション、されどトータルステーション」、②「ＧＮＳＳの稼働率を５００％アップしよう」、③土地家屋調査士が３Ｄレーザースキャナーを導入したら」 近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、業務研修が一回しか開催できない年も有りましたので、その際は法改正やマニュアル改正等の業務に特に重要と思われる内容の研修を選択しております。 過去には心理カウンセラーによる立会等対人関係に関する講習や、会員の健康維持を目的とした管理栄養士による食生活の改善の為の講習を実施したことがあり、普段とは目線を変えられる内容が好評でした。 個人的な出来事ではありますが、先日年次研修後の懇親会に参加し、普段はあまり交流の無い支部の方と雑談する機会が有り、その際『インターネット詐欺に逢いそうになった』とのお話を伺いました。後日、プライベートで地域の産業まつりに行ってみたのですが、ドローンを展示しているブースが有ったので説明を受けたところ、県内でコンピューターシステムを扱う会社で各種講演会もしており、警察ＯＢによるインターネット詐欺への注意喚起の講習実績が有るとの情報を得ました。(その他ＤＸやインターネットリテラシー、ＰＣデータのバックアップ保全等調査士業務に関わりそうな講習も有り。) 何気ない会話の中に研修のヒントとなりえる情報が有った件でした。

《協議事項》

１８	年間の全体研修会の費用について（佐賀会）
まとめ	各会の研修会予算につての情報交換を行った。
提案理由	年間の開催回数によっても研修費用は異なると思いますが、どの程度予算を立てていますか。特に内部講師や外部講師費用について伺いたい。
福岡会	1 回の全体研修会の予算は 60 万円以内で年 2 回実施しています。
佐賀会	当会では内部講師の金額を５万円+旅費+宿泊費、外部講師を１０万円+旅費+宿泊費として基準を定めておりますが、大学教授やその他学識者、他業種講師を選任した場合には一律の基準を定めておらず、その都度個別に算出しています。他県会で講師費用に基準等を設けておられるかお尋ねしたい。
長崎会	１回の研修会を４０万程度(会場費等含む)で予算を立てています。 外部講師は１０万(２ｈ超)、５万(2ｈ内)でお願いしています。(旅費等別) 内部講師は１万です。
大分会	集合研修１回、ハイブリット研修２回の計３回の全体研修で、６５万円程度の予算を考えています。 外部講師謝礼費用８万円程度、内部講師謝礼費用１万円で、資料作成費用と交通費、宿泊費等を別途としていますが、その都度臨機応変に対応しています。
熊本会	講師料については、目安となる業務研修部内の規定を設けております。 （内容により柔軟に対応できるようにあくまでも目安） 規定の抜粋 内部講師：講義１時間あたり１万円＋資料作成費用１万円（内容により協議） 測量実習等：日額３万円など 他県会講師：熊本会会員の 50%増しを目安 外部講師：適宜判断する。 ・年間の研修費予算は、約１３０万円
宮崎会	年３回の全体研修会を行い、今年度は７５万円の予算を組んでいる。 １．外部講師は、１時間　３万円、２時間　５万 ２．内部講師は、日当計算（３０分９千円が基本） １時間　１．８万円、２時間　３．６万円
鹿児島会	研修部自体の単年度予算は２００万円程である。その中で会場費用、講師費用、準備費用他を賄っているが、費用は会場のクラス、ＷＥＢ配信の有無で変わるので何とも言えない。 講師費用については内部講師が 2 万円～、外部講師が 5 万～10 万円程である。特例として寶金先生や山野目先生等の著名な方の場合は 20 万円支払ったこともある。
沖縄会	沖縄会の直近の業務研修費用は以下の通りでした。 令和４年度：研修会費用　４１万３２８０円

	（全２回：第１回はオンラインのみで開催。法務局職員と内部講師の講師料は無料。 第２回はハイブリッド形式で開催。県外講師料１名に１５万円） 令和３年度：研修会費用　５６万２９３４円 （全１回：集合形式で開催。県外講師料２名分３０万） 令和２年度：研修会費用　　４万９５４０円 （全１回：メーカー講師によるＷＥＢ配信のみ。講師料無料）

《協議事項》

１９・２９	年次研修の進捗状況について（佐賀会） 年次研修未受講者に対する催促方法の検討（沖縄会）
まとめ	各会それぞれが計画を立て年次研修を行っており、比較的スムーズに進んでいるようである。未受講者に対してどのように催促するかは各会様々ではあるが、明確なペナルティが出た方が効果的ではないかとの話があった。
提案理由	（佐賀会） 昨年も議案に上がっていましたが、年次研修について各県の進捗状況を教えてください。また、実施したうえでの問題点や課題などありましたら教えてください。 （沖縄会） 沖縄会では支部単位で年次研修を行う方法を採用しております。今後受講期限が迫るにつれ未受講会員への催促が必要になると思われます。そこで、未受講者に対しどのような形で参加を促すか効果的な催促方法を検討し、役員の負担を低減できる取り組みに活用したいと考えております。
福岡会	第 1 期対象者 620 名のうち、未受講者 120 名です。(81%終了) 未受講者に対する催促は毎月初めに、事務局から該当会員にメールでお伝えしてます。 実施期間が 10 月～1 月末ですので、1 月になっても受講されていない会員には、役員のほうから受講するように連絡をします。
佐賀会	コロナの影響により初年度開催期日を延期した為、昨年度を第１回として開催しました。第１回は 18 名を対象として集合形式で行いましたが、何等トラブル等もありませんでした。 第２回を本年１１月に開催する予定（出席予定 45 名）で、２年間で未受講者全員を対象として開催し、最後の１年を補講期間としています。当会では１回の受講対象者数が少ないことから集合形式で行う予定ですが、１会場で受講者全員の取り纏めができるので出席者・欠席者の把握などは容易に出来ていると思います。 研修会を開催した際に事務連絡の一環として年次研修は必須研修である旨の通告を毎回行っています。未受講者に対しては出来る限り次年度に出席してもらうよう書面などで催促をする予定です。
長崎会	各年で参加人数のばらつきがないように、最初にどの年度に会員が受講するかの振り分けを行いました。現在２年終わり受講年度で欠席する会員は少数でしたが、今後は残り３年のうち２年で全会員に受講していただくよう振り分けを行い、最終年は１～４年でどうしても受講できなかった会員が受講できるような仕組みを考えています。

大分会	大分会では会員を４つのグループに分け、1年に1グループずつ年次研修を行い、最終年の5年目は年次研修未受講者を対象に実施する計画です。 今年で3グループの研修が修了する予定です。 欠席者については欠席理由書も全て回収できている状況です。５年目の補講は２回の実施を検討しており、必要に応じて１回はＷＥＢでの開催も検討中です。 年次研修未受講者に対する催促方法ですが、義務研修であることをしっかりと認識していただき、また過去４年間で大分会の大多数の会員の研修が修了したことを引き合いに出し催促する予定です。
熊本会	・年次研修を５カ年（４回開催＋補講１回開催）で計画しております。 登録年度ごとに受講者を４分割し、集合型研修を行っています。 これまで年１回計２回開催しており、本年度と次年度の研修が終了すれば一旦会員全体が受講した形になります。補講に関しては未受講者向けに５年目に開催予定です。体調不良などの理由で補講にも参加できなかった会員には動画視聴及びレポートの提出等で履修とするよう、検討しています。 ・年次研修未受講の会員には、職務上請求書の新規購入制限を検討している旨をお伝えし、受講を促していく予定です。
宮崎会	支部単位での年次研修も修了し、全体会員の９５％以上が受講した。９月末に未受講者の最後の年次研修を行い、万が一欠席した場合は、他県での年次研修を受講することになります、と通告している
鹿児島会	鹿児島会は令和４年度時点で１７１名受講済み、今後３年間で残り１２７名に受講して頂く予定ある。今年度は１２月８日に県単位で行う事を予定しており現在準備中。 ㉙の年次研修の受講の催促及び注意勧告については昨年も議題に上がりましたので昨年の協議を踏まえて追記します。 連合会の見解を踏まえ単位会会長名で注意勧告・ペナルティを与えることとされているが、どこまで裁量権があるのか不明確である。個人の権利も関わってくる問題なので、鹿児島会としては今年度の催促は、終了年度（令和７年）までに受講していない方は、何かしらのペナルティがある旨を匂わせた文書にて受講者を募りたいと考えます。できることなら注意勧告について連合会の指針を早めに示してほしいです。
沖縄会	沖縄会では年次研修を支部単位で開催する方式を採用しております。 現在、全７支部中６支部が年次研修を開催しており、残った１支部も１０月２７日に年次研修を開催予定です。受講率は全会員１７８名中１３０名が受講済みとなっております。 また、支部開催の年次研修に参加できなかった会員の為に、受講期限最終年に沖縄会開催の年次研修の実施を検討中です。 未受講者には、グループ討論は参加者の間からも好評であること等メリットを伝えつつペナルティが予想されることも伝えて参加を促したいのですが、一部会員からは強い反発も予想されます。

《協議事項》

２０・２２	新型コロナウイルス５類移行後の研修会実施状況について（大分会）（熊本会）

まとめ	集合型研修会に戻した会もあるが引き続きハイブリット形式での研修会を行っていく会が多いようである。
提案理由	（大分会） 集合研修とウェブ研修にはそれぞれの利点があり、会員によってのニーズも多様化　してきている昨今、バランスをどのようにとるべきかの指針が欲しいため。 （熊本会） 感染症予防のために集合型での研修会実施が難しい状況下においては、各会の研修会の多くがリモートもしくは録画配信で対応せざるを得ない状況だったと思いますが、新型コロナウイルス５類移行後は集合型と、リモート・録画配信の割合は概ねどういったものか現状をお伺いしたい。また、今後もリモートや録画配信形式は研修の選択肢として考慮されうるものかお聞きしたい。
福岡会	全体研修会は、今後も WEB 配信形式の予定です。また、e ラーニングの導入も検討しています。
佐賀会	本来であればＷＥＢ配信形式の研修も導入したいところですが、当会は全国的に見ても少人数の会であり、コスト面を考えた時に導入並びに導入したとしても以降継続していく事は大変厳しい状況です。ですので、令和元年頃からコロナがピークを迎えていた際には研修時間を短くしたり、人数制限を設けたり自由参加とするなどの手法を用いて集合形式で研修を行っていました。現段階でＷＥＢ研修導入の予定はありませんが、他県の動向は参考にしたいと考えています。
長崎会	WEB 配信は継続しますが、現地参加型の研修であったり、研修会場に足を運んでもらえるような研修内容を検討しています。
大分会	大分会では、今後もウェブ研修も続けてほしいという要望が多いため、引き続き会場研修とウェブ研修を組み合わせたハイブリッド方式で研修会を実施していく予定です。ただ会員同士の繋がりが希薄になることを防ぐため、年に一回は全員集合型の研修を実施していく予定です。
熊本会	・Web 配信研修は、事前に録画した研修動画を Youtube にアップロードし、その URL を会員にメールで通知。会員各自で視聴後は、視聴報告・感想を会に送付する方式をとっています。 コロナ以前は集合研修ばかりであったこともあり、今後も集合研修を積極的に行っていきたいところですが、会員からは Youtube での録画配信での研修が好評で、また予算面で、集合型研修よりも安価に抑えることが出来るなどの利点もあり、今年度は集合研修と録画配信を併用する方針となっています。 録画配信はアーカイブ化もでき、開催日程に捕らわれないなど研修計画に対し柔軟に活用できるため、年間計画において集合型の研修だけ計画する事は、当面無いと考えます。
宮崎会	5 類移行後は集合型研修に戻した。今後、感染者が危機的状況になるような場合はリモート配信形式にも対応できるようシステム構築はできている。
鹿児島会	離島の方もいるので今後もハイブリッド型研修を行う予定である。また、ＷＥＢ講習のみの研修も予定している。
沖縄会	沖縄会は遠隔離島地区を有しており、また、５類移行した後にも会員に感染者が確認されたため、会員の健康管理の為にもリモート形式を併用したハイブリッド方式の研修を行う予定です。

	録画配信（アーカイブ化）は、著作権の関係で注意が必要との話が有りましたので、 同時中継のみの対応となっており、現在情報を収集中です。

《協議事項》

２４	筆界調査委員と所有者等探索委員の研修について（宮崎会）
まとめ	筆界調査委員の研修を行っている会は多く見られたが、所有者探索委員の研修をやっている会はなかった。鹿児島会より回答をいただいたように実際に業務に携わった会員からの事例報告等ができれば、今後委員になる会員にとってはイメージしやすくなるのではないか。
提案理由	筆界調査委員と所有者等探索委員の役割や手続きの流れを理解出来ていない会員が多く、筆界特定に関する調査・意見書作成や、所有者等の調査に関する報告書の作成等の研修を行っていますか。
福岡会	本会業務部においては、筆界調査委員候補者に対して、調査・意見書作成、所有者等の調査に関する報告書の作成等の研修を実施しております。
佐賀会	提案事由に記載されているとおり役割や手続きの流れを理解出来ていない会員が多いと思います。筆界特定に関する研修会を実施したいと考え法務局に講師の依頼をしましたが個別の案件などを取り上げて研修を実施するのは厳しいようである。
長崎会	法務局が主体となり、筆界調査委員を対象とした研修会をしております。
大分会	筆界調査委員の研修につきましては議題 12 の回答のとおりでありますが、所有者等探索委員の研修については実施されていないのが現状です。制度の全体像の把握が深まるため、今後研修について検討中であります。
熊本会	会としては行っていません。 ・筆界調査委員の研修については法務局主催で年１回行われています。 調査員育成の為、今後は調査員以外の一般会員に向けた会主催の研修を検討しております。 ・所有者不明土地探索委員については、調査員として任命される際に、法務局による手続き説明があるのみで、その他の研修は行われていません。
宮崎会	
鹿児島会	鹿児島会では今まで行っていません。それぞれの委員の育成・養成の研修をする前に、現委員の方たちに、話せる範囲で構わないので実務について経験談や事例を報告してもらう、というのを研修会のプログラムに入れてみることが出来ればと思っております。
沖縄会	沖縄会では、筆界特定制度の研修は過去に行いましたが、調査委員の報告書作成の為の研修は行っておりません。また、所有者等探索委員向けの特別な研修は行っておりません。

《協議事項》

２６	各県のＣＰＤポイント表示方法及び会員のＣＰＤポイントに関する関心度はどのようなものか（鹿児島会）
まとめ	会で閲覧できるようにしていたり、連合会とリンクさせるなど CPD ポイントの表示方法は様々。又、関心度についてはどの会も低いということでした。

提案理由	鹿児島県ではＣＰＤを県のＨＰと連合会の両方で管理している。連合会に記載されている分はＨ３１以降が反映されており、県はそれ以前のＣＰＤを表記している。このことについて会員より様々な意見が寄せられているが各県のＣＰＤの表示方法を参考にさせて頂きたい。 鹿児島会の対応としては、ＣＰＤ獲得目標を年間１６ポイント目指すものとしており、また、連合会では平成３１年から獲得したＣＰＤが反映されているが、ＣＰＤに対する会員の関心はあまり高くないと感じてます。　ＣＰＤを獲得することが会員の付加価値につながれば研修会の出席率も上がると考え、一般の方からの紹介問い合わせ等が事務局にあった際には、ＣＰＤポイントについて説明し選定の目安となるよう説明しています。　他県でＣＰＤ獲得に対して、鹿児島会とは違ったインセンティブを設けているところがあれば参考にしたい。
福岡会	福岡会のホームページの会員情報のなかに表示しています。関心度についてはアンケート等と行ったことがありませんが、関心は低いと思われます。
佐賀会	ホームページ上にリンクを張って連合会のホームページよりＣＰＤポイントも確認できるようにしていますが、会員個々からＣＰＤに対する問い合せなどはなく、関心度は低いように思います。 昨年までは全体研修に制限を設けていた為、ＣＰＤの付与は行っておりませんでしたが、新型コロナウイルス５類移行を受け全体研修会も通常開催としておりますので従来どおり年間１６ｐｔを目標として研修会を企画実施したいと考えています。
長崎会	ＣＰＤの表示は当会のＨＰでは掲載しておらず、確認は日調連のＨＰのみです。ＣＰＤポイントの問い合わせなどもあまりないので、会員の関心度でいえば低いように感じます。又、ＣＰＤポイントの高低によって差をつけるような取り組みは考えていません。
大分会	大分会では、過去に会員からＣＰＤポイントが個人情報に当たるとの意見があったため、ホームページでは過去２年間の研修時間のみを公開しており、ＣＰＤポイントについては連合会ホームページでの公開だけとしています。一般の方で確認されている方もいらっしゃるので一定の効果はあるのかと考えています。
熊本会	会のホームページにて各会員の CPD ポイントを表記しています。ホームページを見た一般の方からの選定の目安とりうる旨を、会員にも説明していますが、CPD ポイントへの関心はあまり高くないのが実情です。
宮崎会	県会 HP の情報公開へ「土地家屋調査士 CPD の公開」を設けており日調連の HP へリンクさせ確認できるようにしている。関心度はあまり高くないと思われる。
鹿児島会	
沖縄会	沖縄会ではＣＰＤポイントの取得状況を会ホームページにて公開しております。 会の対応としてＣＰＤポイントに対する特別なインセンティブは設けておりません。 会員のＣＰＤに対する関心は全般的には低いと思われますが、Ｅラーニングを受講してポイントを積極的に取得している会員も見られます。

《協議事項》

２８	業務研修のＷＥＢ配信の際に発生しうるリスクの認知・共有（沖縄会）

まとめ	WEB 配信の際のトラブルは配信する側、配信を見る側それぞれに起こりうるものであるが、各会それぞれがトラブル回避できるよう工夫をして配信をしているようである。
提案理由	新型コロナウイルス感染症が５類感染症に分類され、強制的な行動制限は撤廃されましたが、依然感染者は発生しており、会員の健康管理や離島等遠隔地の会員の為にも沖縄会ではＷＥＢ配信を併用した業務研修は今後も継続したいと考えております。そこで、ＷＥＢ配信を行った際に機材トラブル等が発生した経験が有りましたらどのように対処したか、または予見されるトラブルに対しどのような対策を準備しているかご意見を伺い、今後に備えたいと考えております。
福岡会	現在は YouTube による動画配信ですが、WEB 配信のときは、会場によって配信がとぎれたりすることがあったので、その対策として会員には DVD を渡したりしていました。
佐賀会	一度ＷＥＢ配信形式で研修会を行いましたが、企業に依頼した為トラブル等はありませんでした。以降ＷＥＢ形式での研修は実績もありませんので不明です。当会ではＷＥＢ配信に掛かるコストが最大の妨げとなっており導入を見合わせている状況です。皆様のご意見を参考とさせていただきます。
長崎会	以前は研修部でＷＥＢ配信の接続確認や音声チェックをしていましたが、なかなかスムーズにいかず毎回開始前までバタバタしていた経緯もあり、現在は外部委託を行うようにしており、今のところ大きなトラブルはありません。
大分会	ウェブ配信の際に発生しうるリスクとしては、まず第一にウェブに参加できないことです。支部単位でウェブ配信の参加方法等の研修を行い、それでも参加できない方は個別に対応しています。次に音声トラブル、資料の共有トラブルです。配信用の PC とは別に、受講者環境用の PC を用意し、ウェブ配信中に音声に不具合がないか、資料がきちんと共有されているか定期的にチェックをしています。また受講者がミュートを解除してしまい受講者側の音声が会場に流れてしまうケースもあるため、定期的にチェックし、ミュートが解除されていれば強制的にミュートにします。 ＷＥＢ配信は今後も併用して続けていく予定であり、大分会では過去に６回ＷＥＢＥＸを使用して司調会館にてハイブリットでＷＥＢ配信を行いました。ただ司調会館の音響設備が古いこともあって、６回もＷＥＢ配信を行ったにもかかわらず毎回マイクを使用しての音響の調整に時間が掛かり、かなり苦慮しています。今後は司法書士会、公嘱協会に御協力頂き音響設備の買換えを来年３月くらいに予定しています。
熊本会	熊本会では事前に録画した研修動画を Youtube にアップロードし、その URL を会員にメールで通知する方式をとっており、リアルタイム配信ではないので機材トラブル等に関しては大丈夫ですが、会員以外でも URL を知れば動画を見られる状態になるので、動画配信の権利関係、配信期間などについては、講師と事前に協議するようにしています。
宮崎会	ＷＥＢ配信による研修会の場合は、県の調査士会館の会議室を利用しています。マイクやスピーカーに関しては市販のもの使用しており、聞き取りづらい等の若干のクレームはあるが問題なく開催しております。
鹿児島会	過去に YouTube ライブ配信時に音声が非常に聞き取りにくいトラブルがありました。それは研修会場のスピーカーから出る音声をマイクで拾ったためであり、以後会場ミキサーから PC にライン入力か、講師のマイクを WEB マイクにするなどしています。とにかく事前に会場の設備の確認と簡単でもいいからリハーサルをすることが大事だと思い

	ます。 　また、動画配信には、リアルタイムで行うものと後日動画配信する方法の２通りあります が鹿児島会では、動画配信を同時録画し、トラブルがあった際は後日動画配信する方法でリスク管理しておりました。 　事前にインターネット環境を確認したり、過去の失敗から音声トラブルの対応を済ませていた為、現在では目立ったトラブルは起きていません。 　リスク管理として、全体をビデオ撮影しトラブルがあった際は後日 DVD もしくは動画配信で対応すればよいかと思います。 尚、令和５年９月８日に行なった研修会はＷＥＢ配信を業者に依頼しました。研修部員の負担も少なく、講義に集中することが出来たので今後も活用していきたいと考えます。
沖縄会	研修予算が限られている為、沖縄会では専門業者等への委託はせず、所有配信機材を使用してＷＥＢ配信をしております。ノートＰＣはバックアップが出来ますが、 回線不具合やシステム不具合には現段階では対応できず、会員には不慮のアクシデントが発生した際には配信は中断され、ＣＰＤポイントも付与できない事を周知、同意の上参加して頂く方針を取っております。